



発行 東京都

目次

○平成二十七年狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施……(環境局自然環境部計画課)…一

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請………(同)…三
- 特定非営利活動法人の認定………(同)…三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出(二件)………(環境局総務部環境政策課)…四

告 示

●東京都告示第七百六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項に規定する講習(以下「適性試験及び講習」という。)を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において準用する同規則第五十一条第二項の規定により、次の

とおり告示する。

平成二十七年四月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 適性試験及び講習の日時及び場所

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	名 称	所 在 地	開 催 場 所
網猟免許、 わな猟免 許、第一 種銃猟免 許及び第 二種銃猟 免許	平成二十 七年五月 十一日	午後二時	東京都庁 大会議場	新宿区西新 宿二丁目八 番一号	立川市市 民会館た ましんR ISUR Uホール 小ホール
同右	同月十五 日	午後二時 三十分	八王子市 芸術文化 会館いち ようホー ル小ホー ル	八王子市本 町二十四番 一号	八王子市 芸術文化 会館いち ようホー ル小ホー ル
同右	同月二十 四日	午後二時	東京都庁 大会議場	新宿区西新 宿二丁目八 番一号	府中グ リ ンプラ ザけやき ホール
同右	平成二十 七年六月 七日	同右	同右	同右	東京都大 島支庁新 島出張所 会議室
同右	同月十五 日	同右	同右	同右	八王子市 芸術文化 会館いち ようホー ル小ホー ル
同右	同月十九 日	午後二時 三十分	八王子市 芸術文化 会館いち ようホー ル小ホー ル	八王子市本 町二十四番 一号	八王子市 芸術文化 会館いち ようホー ル小ホー ル
同右	同月三十 日	午後二時	東京都庁 大会議場	新宿区西新 宿二丁目八 番一号	東京都八 丈支庁大 会議室

同右 同月四日 同右

東京都大 大島町元町
島支庁会 字オンダシ
議室 二百二十二
番地一

同右 同月七日 同右

東京都小 小笠原村父
笠原支庁 島字西町
大会議室

同右 同月十四日 同右

東京都庁 新宿区西新
大会議場 宿二丁目八
番一号

二 適性試験及び講習の内容

(一) 適性試験

ア 視力

イ 聴力

ウ 運動能力

(二) 講習

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令及び鳥

獣保護管理

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

三 対象者

東京都内に住所を有する者で、当該適性試験及び講習に係る種類の狩猟免許を有し、かつ、当該免許の有効期限が平成二十七年九月十四日までであるもの

四 狩猟免許更新申請の手続

(一) 狩猟免許更新者は、狩猟免許更新申請書に所定の事項を記入し、及び押印し、次に掲げるものを添えて、各講習実施日の五日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を含めない。)までに東京都環境局自然

環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の写し、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当して

ないことを証する医師の診断書

エ 現に受けている狩猟免許(狩猟免許を紛失している場合は、狩猟免許等亡失届)

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 講習の受付開始時刻は、講習の開始時刻の四十五分前とする。ただし、東京都大島支庁新島出張所、東京都八丈支庁、東京都大島支庁及び東京都小笠原支庁で実施する講習の受付開始時刻は、講習の開始時刻の三十分前とする。

(二) 適性試験については、東京都庁及び東京都多摩環境事務所において本人が直接申請する場合にあつては狩猟免許更新申請時に、その他の場合にあつては講習の受付時又は終了後に実施する。

(三) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

附 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)の施行の日から、前文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とあるのは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」とあるのは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」とする。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア高齢者・障害者介護福祉協

力会

三 代表者の氏名

桂 良太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区岩本町二丁目十番六号(ユニカホールディングス株式会社内)

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国の市民や社会に対して、高齢者および障害者の介護福祉向上のための諸施策の必要性を提唱し、介護福祉制度の整備や福祉事業活動の企画、人材養成機関の開設、さらには介護福祉施設の運営などへの協力支援に関する事業を行ない、高齢者や障害者への介護福祉サービスの向上や家族の安心に寄与することを直接の目的とする。さらに、これらの活動を通じてアジア諸国との真の友好関係を築くとともに、広く国際平和へ貢献することを大なる目的とする。
なお、当面はベトナム国における市民や教育機関・福祉関係諸団体を対象とした活動から着手する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人美・JAPON

三 代表者の氏名

小林 栄子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区麻布十番三丁目十二番二号 アルス麻布十

番22

五 定款に記載された目的

この法人は、色々な分野の専門家の協力を得て、国内の一般市民及び諸外国の文化愛好者に対して、舞台活動などを通じた工芸文化に関する事業を行い、文化及び国際交流に寄与すること、また、いつまでも健康で明るい生活を願う高齢者と一般市民に対して、ファッション文化を通して社会参加の場の提供に関する事業を行い、高齢者の生涯学習と文化活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年四月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人若者メンタルサポート協会

三 代表者の氏名

岡田 沙織

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区大森東四丁目三十六番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、心身の発達と心の健康の維持、継続のため若年層(児童、年少者を含む)と称される一般市民及びこれらの者への養育、監護する親権者、保護者等の一般市民を対象として生活教育環境、就労支援等に関する調査研究と技能技術に関する個人相談、地域及び公共施設等における説明会、講演会の開催による社会適応能力の改善と支援に努めることで人と人、人と社会が相互に円満で調和の取れた社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年四月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称
特定非営利活動法人グリーンケア・サポートプラザ

二 代表者の氏名

加藤 勇三

三 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂九丁目二番六号 カルム第二赤坂一〇

三

四 認定の有効期間

平成二十七年三月二十六日から平成三十二年三月二十五日まで

一 名称
 特定非営利活動法人東京ノーヴィ・レパトリーシアター

二 代表者の氏名
 岡崎 弘司

三 主たる事務所の所在地
 東京都世田谷区北沢三丁目三十番三号

四 認定の有効期間
 平成二十七年三月二十七日から平成三十二年三月二十六日まで

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、首都高速板橋足立線（板橋区板橋二丁目～足立区江北二丁目）建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十七年四月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 首都高速道路株式会社
 代表取締役社長 菅原 秀夫
 千代田区霞が関一丁目四番一号

二 対象事業の名称

首都高速板橋足立線（板橋区板橋二丁目～足立区江北二丁目）建設事業

二丁目）建設事業

三 工事着手の年月日
 昭和六十二年十月八日

四 工事完了の年月日
 平成二十七年三月二十九日

五 届出日
 平成二十七年三月三十日

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、京王電鉄京王線（柴崎駅～西調布駅間）及び同相模原線（調布駅～京王多摩川駅間）連続立体交差事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十七年四月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 東京都
 東京都知事 外添 要一
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 京王電鉄株式会社
 取締役社長 永田 正
 新宿区新宿三丁目一番二十四号

二 対象事業の名称

京王電鉄京王線（柴崎駅～西調布駅間）及び同相模原線（調布駅～京王多摩川駅間）連続立体交差事業

三 工事着手の年月日
 平成十六年九月十日

四 工事完了の年月日
 平成二十七年三月三十一日

五 届出日
 平成二十七年三月三十一日

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 郵便番号 163-8001
 定 価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七号
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)
 郵便番号 112-0002

